

公益社団法人くまもと被害者支援センター
令和3年度事業計画

I 基本方針

公益社団法人くまもと被害者支援センター一定款第3条に掲げる目的「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資すること」の達成を目指す。

第1 本年度の重点目標

1 相談員の資質向上及び人材育成

性被害者の半数以上を占めていると思われる10代から20代の若い世代からの相談を促すため、メールやSNSによる相談に対応できる体制整備が求められており、相談員の資質向上や、世代交代を見据えた新たな人材の確保育成が急務である。

2 効率的効果的な財政運営

賛助会員数及び会費収入の減少傾向に加え、自然災害の発生やコロナ感染症拡大による影響も大きく、収支は大変厳しい状況にあることから、さらなる効率的効果的な財政運営が求められる。

3 広報啓発の充実強化

コロナ感染症予防のため、啓発イベントの実施や街頭でのチラシの配布等啓発活動が制限される状況が本年度も続くと思われることから、ホームページのリニューアルやフェイスブックの活用等WEBでの情報発信の強化とともに、県や県警等関係機関と連携した広報啓発活動の展開に取り組む。

II 犯罪被害者等に対する支援事業（公益目的事業1）

第1 相談事業

1 電話相談事業

(1) 相談専用電話 096-386-1033 平日10:00~16:00 開設

2回線を有する専用電話相談ブースに相談員1名以上が常時待機し、被害者等からの相談を受理し、各種情報の提供、面接、法律相談等の支援に繋げる。

(2) 性暴力専用電話 096-386-5555 年末年始を除く24時間開設

性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」24時間ホットラインを電話相談員29名による4交代制で運営し、性暴力被害者からの相談を受理し、各種情報の提供、病院付き添いや面接、法律相談等の支援に繋げる。

- (3) 全国共通ナビダイヤル 0570-783-554 平日 10:00～16:00 対応
全国被害者支援ネットワークに開設された犯罪被害者等電話サポートセンターにおいて、年末年始を除く 7:30～22:00 の間の電話相談事業が行われるが、センターの相談電話開設時間帯はナビダイヤルから転送を受け、対応する。
- 2 面接相談事業
電話相談等の結果、面接が必要と思われる被害者等に対し、センターの相談室において犯罪被害相談員が面接相談を行う。
原則 月曜～金曜（平日）10:00～16:00
- 3 専門相談事業
- (1) 心理相談
電話・面接相談の結果、専門家による心理相談が必要と認められる被害者等に対し、センターの登録の公認心理士等によるカウンセリングを無料（1回）で行う。
随時相談 謝礼 1時間 5,500円
- (2) 法律相談
電話・面接相談の結果、専門家による法律相談が必要と認められる被害者等に対し、センターの登録弁護士による法律相談を無料（1回）で行う。
定例相談 毎月第4火曜日 13:30～15:30 謝礼 22,000円
随時相談 謝礼 30分 5,500円

第2 直接的支援事業

- 1 危機介入事業
警察からの情報提供等による犯罪被害発生直後の支援が必要な被害者等に対して、被害者等のニーズに応じて、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の支援活動を行う。
- 2 付添等直接的な支援事業
被害者等のニーズに応じて精神的負担の軽減を図るため、警察・検察庁での事情聴取、証人出廷、病院等への付添や、裁判の代理傍聴、自宅訪問等の支援活動を行う。
性暴力被害者への支援活動は、年末年始（12月29日から1月3日）を除き24時間体制で行うが、夜間帯に行う直接的支援は、必要性、緊急性等を十分勘案して行う。
- 3 物品の供与事業
被害者等からの要望に基づき、被害者等の不安を除去するため、防犯ブザー及び着替え用の衣服等物品の供与、貸与を無償で行う。
- 4 緊急支援金支給事業
緊急避妊治療等、被害者等が犯罪行為に起因する費用を負担した場合に、一人5万円を限度として緊急支援金を支給する。
- 5 犯罪被害者等給付金申請補助事業
被害者等からの要望に基づき、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要や申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続きの補助を行う。

- 6 犯罪被害者等見舞金申請補助事業（熊本県新規委託事業）
犯罪被害者等の経済的負担の軽減のために支給される犯罪被害者等見舞金の申請に係る相談を受理し、必要な書類の準備等申請手続きの補助を行う。
- 7 犯罪被害者支援に係る制度等の情報提供事業
被害者等の状況に応じて、関係機関、弁護士等と連携を図りながら、被害者参加制度、損害賠償命令制度、各種育英制度等の情報提供を行うとともに、関係機関への引継及び付添、並びに申請手続きの補助等を行う。

第3 自助グループ支援事業

- 1 自助グループの支援事業
被害者等への長期的な支援として、被害者等として同じ境遇を経験した遺族が、つらい経験を語り合うことで、被害からの立ち直りを図ることを目的に設立された自助グループ「さくらの会」に対して、交流場所の提供や社会貢献活動機会の創出等を行う。
- 2 性暴力被害者のための自助グループ活動支援
被害からの立ち直りを図ることを目的に昨年設立された性暴力被害者の自助グループ「ラグラスの会」に対して、交流場所の提供等その活動を支援する。
- 3 手記集の発行
被害者等の思いを綴った手記集「もう一度、微笑んで」第九集を発行する（第八集平成31年3月発行）。

第4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

- 1 警察等との連携及び情報提供
警察、検察庁、裁判所等との緊密な連携によって支援に必要な情報を早期に入手し、必要に応じて被害者等に提供するとともに、被害者等の同意に基づいて、関係機関との情報共有による的確な支援活動を行う。
- 2 各種協議会への参加
熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に参加し、関係機関にセンターの活動状況を積極的に紹介するとともに、被害者支援に関する各種情報の交換や相互協力を行う。
その他の参加会議 子どもの命と権利を守る活動推進協議会
- 3 公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの連携
「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等への参加を通じて人材育成や支援機能の向上に努める。
- 4 産婦人科医療機関、精神科医療機関との連携
性暴力被害者の心身の負担を軽減する等のため、産婦人科医療機関とのネットワークを構築し、受診時における付き添い等の支援を円滑に行う。
また、性犯罪、性暴力被害者への精神科医療機関による支援等が増加していることから、女性医師対応可能な県内医療機関への協力依頼に努める。
- 5 行政との連携
熊本市をはじめ県内自治体と連携し、地域での被害者支援サービスの向上を図る。

第5 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

1 被害者支援ボランティアの養成

被害者支援ボランティアを養成するため、ボランティア養成講座を開講し、基礎的な研修を実施して8割以上の受講者を修了者としてボランティア登録を行う。

令和2年度から、コロナ感染症防止対策のため、9月開講、全6回20時間とする。

2 支援活動員（直接支援員等）の養成

(1) 登録ボランティアのうち、支援活動員として支援活動に携わりたいことを希望する者に対して、電話・面接相談、直接支援員としての支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者支援の制度や被害者等の心理、支援の実際等の研修を実施する。

(2) 電話・面接相談・直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

(3) 直接支援に従事していない電話相談員のうち、希望者に対し、直接支援活動に必要な専門的知識、技能習得のためのOJT研修を実施する。

3 全国被害者支援ネットワーク主催の直接支援員継続研修への派遣

直接支援員初級修了者で一定の実務経験者を、直接支援員のリーダーや犯罪被害相談員に必要な専門的知識、技能のためケースマネジメントやプランの作成、組織管理等を学ぶ中級研修に派遣する。

4 全国被害者支援ネットワーク主催の犯罪被害相談員養成研修への派遣

直接支援員継続研修修了者で一定の実務経験者を、高度の支援プランの作成、支援者に対する助言・指導、組織管理等を学ぶ研修に派遣する。

5 全国被害者支援ネットワーク主催のコーディネーター養成研修への派遣

犯罪被害相談員養成研修修了者で一定の実務経験者を、コーディネーターとしての総合的な支援のあり方や他機関との連携促進、プレゼンテーションの技法等を学ぶ研修に派遣する。

6 相談員・直接支援員等に対する研修会の開催

(1) 直接支援員に対し、支援活動に必要な専門的知識、技能の習得など資質の向上と意思疎通を図るため、2カ月に1回の継続研修会を実施する。

(2) 「ゆあさいどくまもと」電話相談員に対して、被害者支援の制度、被害者の心理、支援の実際など、資質の向上と意思疎通を図るため、月1回の継続研修会を実施する。

(3) 研修、広報、出前講座の各委員会を設置し、「ゆあさいどくまもと」電話相談員のうち希望によりいずれかの委員会に所属し、活動に従事することにより、企画、運営等の人材育成を図る。

7 スーパービジョンの実施

(1) 協力弁護士、協力精神科医、協力公認心理師等にスーパーバイザーを委嘱し、個別のケースに対して専門的立場から指導助言を行うスーパービジョンを2カ月に1回実施する。

(2) 統括責任者（センター長）等参加のもと、ケース検討会議を毎月1回開催し、直接支援員の情報共有と質の向上を図る。

(3) ピアスーパービジョンとして、昼間の時間帯において電話相談モニターを行い、電話相談対応の質の向上を図る。

第6 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業

1 先進的取り組み等の調査及び研究事業

国内での被害者支援活動の先進的取り組みを行っている団体等との情報交換及び調査活動を積極的に推進し、職員のスキルアップを図る。

2 刊行物等からの情報収集事業

被害者等の実態等に関する情報を全国被害者支援ネットワーク発行の機関誌及び全国の各センター機関誌や新聞、雑誌等の刊行物から入手し、実現可能な好事例等について活用を図る。

Ⅲ 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業（公益目的事業2）

第1 広報啓発事業

1 機関誌及びリーフレットの作成・配付事業

関係機関・既存会員並びに県民に対する広報・啓発事業として、機関誌を年間1回2500部作成し、会員、関係機関等に送付するとともに、リーフレット等を啓発イベント等で配付するなど当センターの被害者支援活動について広報・啓発を推進する。

2 各種広報媒体を活用しての広報・啓発事業の推進

(1) 当センターの活動内容等を紹介したホームページをリニューアルし、広報・啓発の強化に取り組む。

(2) ラジオ、タウン誌を活用した広報・啓発を推進する。

3 広報啓発イベントの実施

コロナ感染症の状況を見極めながら、

(1) 犯罪被害者週間事業としてシンポジウム等を開催し、広報・啓発を推進する。

(2) 熊本市主催イベントに出展し、ワークショップ、募金活動、啓発パネル展示を行い、地域との交流と併せて広報、啓発を推進する。

(3) 県内自治体の協力を得て、庁舎等のロビーを借りて、啓発パネルの展示を行う。

4 「ゆあさいどくまもと」出前講座の実施

県内の中学校、高校等の生徒、教員、保護者、各種団体に対して性暴力被害に関する出前講座を実施する。また、プログラムの内容を対象者に合わせ見直す等、より充実させる。

さらに、専門学校、大学への新規開拓を目指す。

第2 ファンドレイジング事業

1 被害者支援寄付金付き自動販売機設置促進

県が実施している自動販売機設置における入札の条件に寄附を盛り込むよう継続的に要望書を提出し、犯罪被害者支援寄附金付き自動販売機の設置を促進する。

2 募金箱の設置促進及び街頭募金活動等の実施

キャッシュレス化の進展に加え、コロナ感染症予防に伴う外出自粛や集客イベント

の開催中止・縮小等、大変厳しい状況にあるが、県警・県・各自治体・企業・事業所・関係機関・団体等に対して、当センターのオリジナル募金箱の設置を促進するとともに、街頭募金活動等を行い、財源確保を図る。

3 寄附金及び賛助会員募集の呼びかけ

県や県警等関係機関と連携し、企業や事業所等に対する広報啓発を兼ねた寄附金及び賛助会員募集活動を計画的に展開する。

IV 管 理 部 門

第 1 会議の開催

1 定時総会及び理事会の開催

5月に総会を、3月及び5月に理事会を開催し、業務執行状況等を報告する。

2 熊本県公安委員会への報告

熊本県公安委員会へ事業報告書及び収支予算書等について報告する。

第 2 業務執行体制の充実と強化

1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての基盤強化

(1) 体制の充実

業務マニュアルを作成し、事務分掌や役割分担を明確化し、持続可能で効率的な業務運営に努める。

(2) 支援活動責任者の育成

相談件数の増加や世代交代を見据えた将来的な人材の育成充実を目指し、日本財団の助成を受け、令和3年度から有資格者（養護教諭、保健師、看護師等）を採用し、2人目の支援活動責任者を育成する。

2 「ゆあさいどくまもと」の業務管理

(1) 活動状況の管理

県から委託された「ゆあさいどくまもと」の業務を円滑に運営する。

(2) 組織の活性化

開設から7年目を迎え、昨年度から定年制を導入したが、今後、計画的な採用と相談員のさらなる質の向上に努め、組織の活性化を図る。

3 財政基盤の強化

(1) 賛助会員の加入促進

年々減少している会費収入の回復を図るため、賛助会員の継続加入と新規会員の獲得に向けて、各種資料の定期的な送付とともに、啓発イベント開催等を積極的に活用し、会員加入の促進を図る。

(2) 助成金及び補助金等の拡充

昨年12月「熊本県犯罪被害者等支援条例」が施行されたことを契機に、県や県内自治体からの補助金等の拡充を目指す。